参加意思確認公募手続に関する説明書

業務名　　大阪府消費生活センター消費生活相談等に関する業務

本公募は、「令和６年度大阪府一般会計予算」が議決され、本事業にかかる予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。本事業にかかる予算が成立しない場合は、参加意思確認申請書の提出を招請したに留まり、いかなる効力も発生しません。

１ 本説明書に添付する書類

・参加意思確認申請書、技術力に関する確認資料（以下、「申請書等」という。）

・大阪府消費生活センター消費生活相談等に関する業務の業務概要

・大阪府消費生活センター消費生活相談等に関する業務に係る応募要件

２ 業務の詳細

業務概要のとおり

３ 申請書等の作成及び提出に関する事項

　（１）業務概要を達成できる者、本事業の実施を希望する者は申請書等を提出すること。

　（２）申請書等には、申請書を提出しようとする者の「住所、商号又は名称、代表者氏名」を記入し、代表者印を押印すること。

問合せ先（担当課、担当者氏名、電話番号、E-mail）を記入すること。

　（３）申請書等は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）により、１部を書面により提出すること。電子メール及びFAX等によるものは受け付けない。

　（４）申請書等の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。

４ 申請書等の取扱い

提出された申請書等は返却しない

５ 説明書に対する質問受付期間、質問受付先、質問及び回答方法

　　公示に示すとおり